1. すくすく楽しく子育て

乳幼児の健康診査および各種教室

- 北名古屋市では、次の事業を行っています。
- 健診・むし歯予防教室は、1時間30分～2時間ほどかかります。
- 水ぼうそう、手足口病など集団感染しやすい病気にかかっている方やかかっている恐れのある方は、保健センターまで事前にご連絡ください。

事　業　名	実施場所	内　　容
1か月児健康診査	愛知県内 各医療機関	診察、計測 ※母子健康手帳発行時にお渡しした「乳児健康診査受診票」を医療機関で使用してください。
赤ちゃん訪問	自宅等	赤ちゃん訪問員・保健師・助産師が訪問し、赤ちゃんのご相談に応じます。
4か月児健康診査	健康ドーム	離乳食（初期）の話、診察、計測、個別相談
10か月児健康診査	健康ドーム	離乳食（後期）の話、歯の話、診察、計測、個別相談、ブックスタート（絵本の読み聞かせ）
離乳食講習会 （予約制）	健康ドーム	［入門編］４か月児健康診査後、希望者に離乳食の進め方のお話と試食会を実施します。 ［実践編］取り分けメニューや手づかみ食べメニューのクッキングをします。（予約制）
1歳6か月児健康診査	健康ドーム	親子遊び、診察、歯科健診、計測、フッ化物塗布、個別相談 ※歯を磨いてきてください。

北名古屋市保健センター（北名古屋市市民健康部健康課）

所在地：北名古屋市九之坪笹塚1番地（健康ドーム 1階）
電　話：0568-23-4000　　FAX：0568-23-0501

持　ち　物	そ　の　他
母子健康手帳 乳児健康診査受診票	愛知県外の医療機関受診については、助成制度があります。 （乳児健康診査結果報告書、領収書が必要です。詳しくは、保健センターにお問合せください。）
母子健康手帳、すこやか手帳の４か月児健診問診票、バスタオル	・日時は、広報「北名古屋」、ホームページでご確認の上、直接会場へお出かけください。
母子健康手帳、すこやか手帳の10か月児健診問診票、バスタオル	
［実践編のみ］母子健康手帳、エプロン、タオル、ふきん、三角巾、筆記具受講料　200円	・日時は、広報「北名古屋」、ホームページでご確認ください。
母子健康手帳、すこやか手帳の１歳6 か 月児健診問診票、歯ブラシ、タオル	・日時は、広報「北名古屋」、ホームページでご確認の上、直接会場へお出かけください。

事　業　名	実施場所	内　　容
2歳児 むし歯予防教室	健康ドーム	歯科健診、染め出し、フッ化物塗布、個別相談 ※歯を磨いてきてください。
2歳6か月児 むし歯予防教室	健康ドーム	歯科健診、染め出し、フッ化物塗布、個別相談 ※歯を磨いてきてください。
3歳児健康診査	健康ドーム	親子遊び、診察、歯科健診、計測、フッ化物塗布、尿検査、個別相談 ※歯を磨いてきてください。 ※視力・聴力検査は、自宅で行ってきてください。 ※当日会場で尿検査をします。
育児相談 （母乳相談のみ予約制）	健康ドーム	身体計測、保健師・栄養士による個別相談、助産師による母乳相談
発達相談 （予約制）	健康ドーム	臨床心理士による個別相談

※ 内容、実施場所については、変更になることもありますので、広報「北名古屋」でご確認ください。

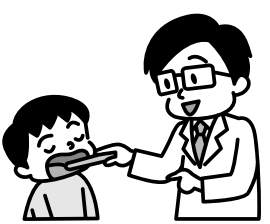

持　ち　物	そ　の　他
すこやか手帳の２歳児むし歯予防教室問診票、歯ブラシ2本（しあげ磨き用とフッ化物塗布用）、タオル	・日時は、広報「北名古屋」、ホームページでご確認の上、直接会場へお出かけください。
すこやか手帳の２歳6か月児むし歯予防教室問診票、歯ブラシ2本（しあげ磨き用とフッ化物塗布用）、タオル	・日時は、広報「北名古屋」、ホームページでご確認の上、直接会場へお出かけください。
母子健康手帳、すこやか手帳の３歳児健診問診票、視力・聴力検査アンケート、歯ブラシ、タオル	・日時は、広報「北名古屋」、ホームページでご確認の上、直接会場へお出かけください。
母子健康手帳	計測だけでもかまいません。お気軽にご利用ください。
母子健康手帳	・日時は、広報「北名古屋」、ホームページでご確認ください。

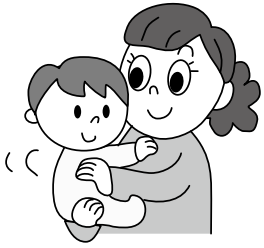

親の会

会の名前	内　容	問い合わせ先
さくらんぼクラブ	多児子育てサークル（双子、三つ子等の親子、多胎妊婦さんの会）	市役所東庁舎（児童課）0568-22-5151
まんまるの会	ダウン症を主とする染色体起因の病気の子どもを持つ親の会	保健センター 0568-23-4000
まこぱくらぶ	子どもの発達に不安を持つ家族の会	
ひまわり園OB会くすくす	ひまわり園を卒業した児の親の会（自閉症等の児を持つ親の会）	
なかよしぽっぽネット	障がいがある子（者）が親亡きあとも地域で暮らしていけることを目指す会	
キラ友	聴覚障がいの子を持つ親の会	

電話・インターネット相談

＜北名古屋市保健センター＞　TEL 0568-23-4000
電話による相談は　月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分まで受け付けています。

＜育児もしもしキャッチ＞　TEL 0562-43-0555
あいち小児保健医療総合センター 火曜日～土曜日 午後5時～9時
専門相談員が電話で相談をお受けしています。

＜子ども・家庭110番＞　TEL 052-953-4152
愛知県の児童（障害者）相談センターの電話相談員が、子どもについての悩みの相談に応じます。
年中無休　午前9時～午後5時

北名古屋市子育て相談事業（窓口）

担当課	事業	内　容	実施日	時　間	場所・問合せ・申し込み
健康課	電話相談	子育てに関する相談	月～金	8:30～17:15	北名古屋市保健センター 0568-23-4000
	育児相談	計測（身長・体重）及び育児相談	月1回 （日程は広報・ホームページをご覧ください）	受付 9:30～11:00	〈受付〉 健康ドーム 保健センター前 0568-23-4000
	栄養相談	栄養士による離乳食や食事の相談			
	母乳相談（予約制）	助産師による母乳相談			
	発達相談（予約制）	臨床心理士による発達に関する相談	月2～3回 （日程は広報・ホームページをご覧ください）	受付 9:30～11:00	保健センター 0568-23-4000
児童課	電話相談	子育てに関する相談	月～金	9:00～16:00	市役所東庁舎 （児童課） 0568-22-5151
	面接相談（予約制）	子育てに関する相談	月～金	9:00～16:00	市役所東庁舎 （児童課） 0568-22-5151
	発達相談（予約制）	言葉の遅れや発達に関する心配について専門家へ相談できます	月～金	10:00～16:00	市役所東庁舎 （児童課） 0568-22-5151
家庭支援課	家庭・児童相談	児童コーディネーター・児童相談員・家庭相談員による児童・家庭・障害児・DV・児童虐待相談	月～金	8:30～17:00	市役所東庁舎分館 （家庭支援課） 0568-22-1111

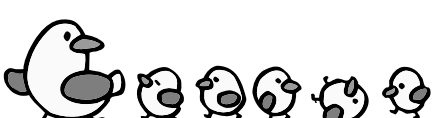

2. 事故やけが、病気の時は

ここではよく起こる事故やけがの初期の対処法を紹介します。あわてず状況をよく把握し症状が重い場合はすぐに受診をしてください。

誤　飲（飲み込んだものによって対応が違います。）

1　まず、吐かせてよいものかどうかを確認する。（下記参照）

品　目	水か牛乳を飲ませる	吐かせる	その後の処置
たばこ（2cm 以下）	何も飲ませない	○	様子を観察
たばこ（2cm 以上は危険）、灰皿の水	何も飲ませない	○	すぐに病院へ
漂白剤、カビとり剤	○	×	すぐに病院へ
トイレ用洗剤､タイル用洗浄剤など	○	×	すぐに病院へ
医薬品	○	○	すぐに病院へ
ボタン電池	何も飲ませない	×	すぐに病院へ
マニキュア、除光液	何も飲ませない	×	すぐに病院へ
農薬、殺虫剤	何も飲ませない	×	すぐに病院へ
灯油､ベンジン､シンナー、ガソリン	何も飲ませない	×	すぐに病院へ
ガラスの破片、針、ヘアピンなど	何も飲ませない	×	すぐに病院へ
香水、ヘアトニック	○	○	病院へ
ナフタリン	牛乳は不可	○	病院へ

品　　目	水か牛乳を飲ませる	吐かせる	その後の処置
芳香剤、消臭剤	○	○	病院へ
入浴剤、洗濯用洗剤、台所用洗剤	○	○	様子を観察
石鹸、シャンプー、リンス	○	○	様子を観察
クリーム、ファンデーション、口紅	○	○	様子を観察
歯磨き剤	○	○	様子を観察
インク、鉛筆、クレヨンなど	○	○	様子を観察

2　吐かせてはいけないものの場合は至急医療機関を受診する。

3　吐かせていいものの場合、口の中に残っているものはすべて指でかき出す。水か牛乳をコップ1～2杯ほど飲ませた後、喉の奥に指を入れ、舌の付け根を押し出し吐かせる。

医療機関に行くときは、誤飲したものの容器や吐いた物などを持っていきましょう。

●化学物質、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合、中毒110番なども利用できます。

つくば中毒110番　029-852-9999
（365日9時～21時）
大阪中毒　110番　072-727-2499
（365日24時間）

チャイルドシートを使いましょう！

○ ６歳未満の子どもが自動車に乗車する場合は、チャイルドシートの着用が義務づけられています。（平成12年４月１日道路交通法施行）「抱っこしているから大丈夫。」「近くだから大丈夫。」「後部座席だから大丈夫。」と思っていませんか？

交通事故は、運転者だけが気をつけていれば防げるものではありません。歩行者の飛び出し・信号無視車両との接触等避けきれない事故もあります。子どもは自分の身を自分で守ることはできません。守ってあげられるのは大人なのです。

○ チャイルドシートは子どもの体に合わせて３つの種類を使う必要があります。

乳児用

（目安）体重10kg未満、身長70cm以下、新生児～12か月くらい

幼児用

（目安）体重９～18kg、身長65～100cm以下、１～４歳くらい

学童用

（目安）体重15～36kg、身長135cm、４～10歳くらい

※道路交通法の規定では、６歳以上は着用義務の対象外ですが、子どもの安全のために、身長が135～140cmに満たない場合は、チャイルドシートが必要です。

○ チャイルドシートをとりつけたら、乗車の前に取り付けに間違いないか必ずチェックしましょう。

取り付けが間違っていると、チャイルドシートはその効果を発揮できません。取扱説明書をよく読み、使用方法を確認しましょう。